

箱根町エイジフレンドリーシティ 行 動 計 画

～ 高齢者に優しい地域づくり ～

【第2期：令和3年度～令和5年度】



県立恩賜箱根公園の桜

箱 根 町

目 次

第 1 章 箱根町の行動計画の策定にあたって	1
第 1 節 計画策定の趣旨と背景.....	1
第 2 節 計画の期間.....	1
第 2 章 箱根町の高齢化率と高齢者の推移	2
第 1 節 人口の推移（年齢 3 区分別）.....	2
第 2 節 高齢化率の推移.....	3
第 3 節 各高齢者世帯数の推移.....	4
第 4 節 高齢者等の推計.....	5
第 5 節 令和 7 年、令和 22 年のまちの姿.....	6
第 3 章 エイジフレンドリーシティ行動計画の展開	7
第 1 節 計画の基本理念.....	7
第 2 節 本町の目指す長寿社会の姿.....	7
第 3 節 計画の基本目標.....	8
第 4 章 エイジフレンドリーシティのトピックに基づく取組事項	10
第 1 節 屋外スペースと建物.....	10
第 2 節 交通機関.....	10
第 3 節 住居.....	10
第 4 節 社会参加.....	11
第 5 節 尊厳と社会の構成員としての取組み.....	11
第 6 節 住民参加と雇用.....	11
第 7 節 コミュニケーションと情報.....	11
第 8 節 地域社会の支援と保健サービス.....	12
第 5 章 行動計画の推進	13

【エイジフレンドリーシティグローバルネットワーク】

世界保健機関（WHO）が立ち上げた高齢者に優しい都市づくり（エイジフレンドリーシティ）に対する取組みを積極的に実施している世界各国の各都市と連携を図り、高齢者対策の様々な施策について情報共有を図ることを目的に設立されたネットワークで、本町は平成 29 年から参加しています。

第 1 章 箱根町の行動計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨と背景

本町は、65 歳以上人口が 37%を超える、超高齢社会を迎えていることから「箱根町第 6 次総合計画」では、「皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり」を基本目標の 1 つに掲げており、町民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉や医療のサービスの提供とともに地域住民による支えあい活動を支援することを目指しています。

令和 7 年には、団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれ）のすべてが後期高齢者（75 歳以上）になり、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が増加すると見込まれています。

令和 3 年 1 月 1 日現在の総人口は 11,195 人で、平成 31 年 1 月 1 日は 11,655 人であったことから、3 年間で 460 人減少する一方、65 歳以上の人口は 4,239 人で 13 人の減少に留まったため、高齢化率は、1.4 ポイント上昇し 37.9%となっています。

概ね 4 年後の令和 7 年には、総人口は 10,217 人、65 歳以上の高齢者人口は 4,149 人、高齢化率は約 40%に達するものと推計されています。

このような背景から、令和 7 年を見据え、エイジフレンドリーシティの実現を目指して、第 1 期行動計画に引き続き、「地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現」や「健康増進や介護予防の充実と地域で支えあう」に取り組み、「持続可能な介護保険サービスの充実」を実現する中で、高齢者が健康的な生活を続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える地域共生社会の確立に向けた取組を進めていきます。

第 2 節 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 3 か年とし、以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に併せ、本計画の見直しを図ります。

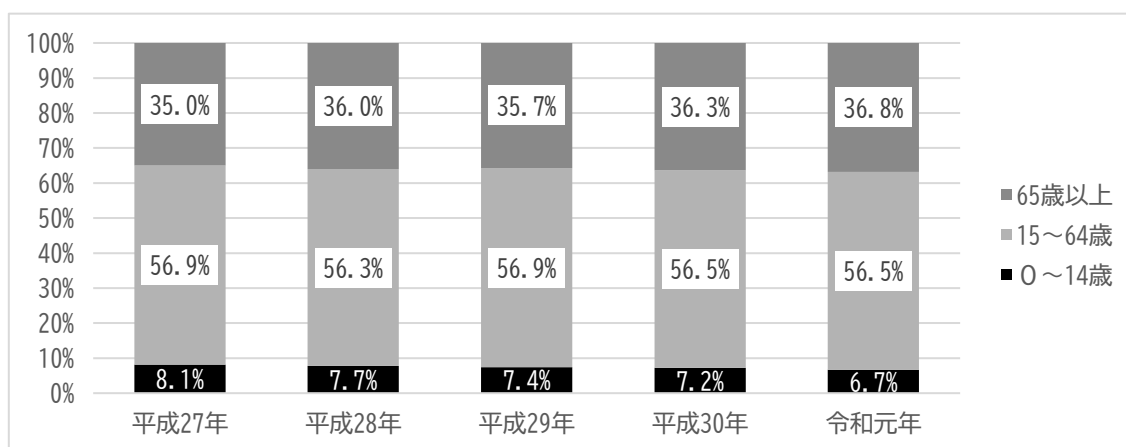
第 2 章 箱根町の高齢化率と高齢者の推移

第 1 節 人口の推移（年齢 3 区分別）

総人口は減少傾向にあり、令和元年には11,535人となっており、平成27年からの4年間で620人の減少となっています。また、65歳以上人口は平成28年以降、おおむね横ばいから減少に転じています。一方、75歳以上の後期高齢者人口は令和元年には2,151人となり、平成27年からの4年間で175人の増加となっています。

年齢 3 区分別の人口比率で見ると、年少人口（0～14 歳）は減少傾向で、生産年齢人口（15～64 歳）はおおむね横ばい、そして老年人口（65 歳以上）は増加傾向で、令和元年の高齢化率は36.8%まで増加しています。

【年齢 3 区分別人口及び人口比率の推移】



単位 人

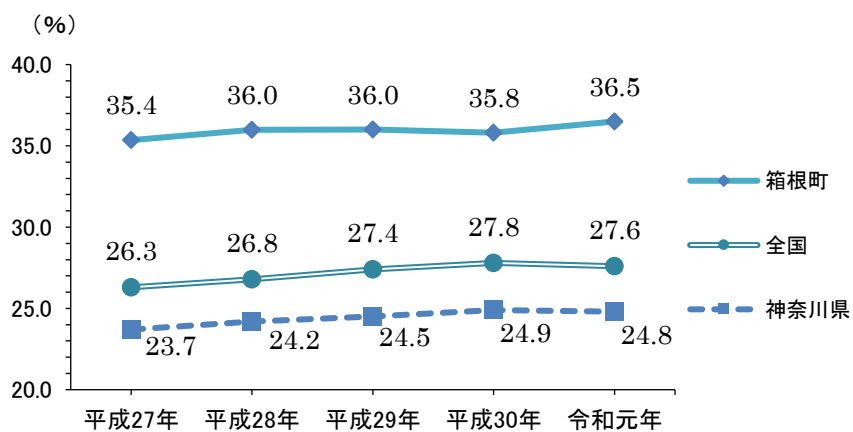
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総人口	12,155(100.0%)	12,016(100.0%)	11,991(100.0%)	11,755(100.0%)	11,535(100.0%)
0～14 歳	986 (8.1%)	930 (7.7%)	891 (7.4%)	847 (7.2%)	775 (6.7%)
15～64 歳	6,911 (56.9%)	6,764 (56.3%)	6,821 (56.9%)	6,636 (56.5%)	6,513 (56.5%)
65～74 歳	2,282 (18.8%)	2,264 (18.8%)	2,198 (18.3%)	2,161 (18.4%)	2,096 (18.2%)
75 歳以上	1,976 (16.3%)	2,058 (17.1%)	2,081 (17.4%)	2,111 (18.0%)	2,151 (18.6%)
65 歳以上計	4,258 (35.0%)	4,322 (36.0%)	4,279 (35.7%)	4,272 (36.3%)	4,247 (36.8%)

資料：「住民基本台帳」（各年9月末現在）

第2節 高齢化率の推移

高齢化率は、国や神奈川県と比較してみると、令和元年度で高齢化率は9～12ポイント程度高くなっています。

【高齢化率の比較（町・国・県）】



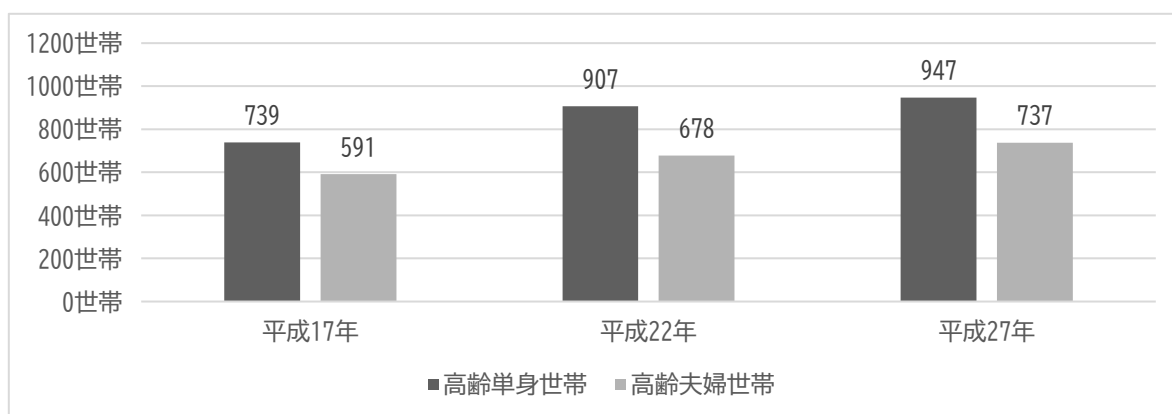
資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(各年とも12月末現在の数値)

第3節 各高齢者世帯数の推移

平成27年国勢調査では、一般世帯6,077世帯に対して、65歳以上の高齢者のいる世帯は2,640世帯（43.4%）となっています。高齢夫婦世帯は737世帯（12.1%）、高齢単身世帯は947世帯（15.6%）となっており、神奈川県と比べて高い結果となっています。

一般世帯数に対する高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の割合は年々増加傾向にあり、特に高齢単身世帯の増加が目立ちます。

【各高齢者世帯数の推移】



単位 世帯

	平成17年 【箱根町】	平成22年 【箱根町】	平成27年 【箱根町】	平成27年 【県】
一般世帯数	6,805 (100.0%)	7,257 (100.0%)	6,077 (100.0%)	3,965,190 (100.0%)
65歳以上の 高齢者のい る世帯	2,307 (33.9%)	2,593 (35.7%)	2,640 (43.4%)	1,410,766 (35.6%)
高齢単身 世帯	739 (10.9%)	907 (12.5%)	947 (15.6%)	398,979 (10.1%)
高齢夫婦 世帯	591 (8.7%)	678 (9.3%)	737 (12.1%)	452,972 (11.4%)
その他の 同居世帯	977 (14.4%)	1,008 (13.9%)	956 (15.7%)	558,815 (14.1%)

資料：国勢調査（各年10月末現在）

第4節 高齢者等の推計

総人口は、今後も減少傾向が続き、令和5年には10,665人に減少する見通しです。

また、65歳以上の人数も減少し、高齢化率はおおむね横ばいから微減で推移する見通しとなっています。

一方、65歳以上の中でも75歳以上人口については、一貫して増加傾向が続く見通しで、後期高齢者率は20%を超えて推移するという推計結果となっています。

【高齢者数等の実績と推計】

単位 人

	実績			推計		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,755	11,535	11,072	10,936	10,801	10,665
40～64歳	3,515 (29.9%)	3,425 (29.7%)	3,335 (30.1%)	3,291 (30.1%)	3,247 (30.1%)	3,203 (30.0%)
65歳以上	4,283 (36.4%)	4,237 (36.7%)	4,200 (37.9%)	4,142 (37.9%)	4,080 (37.8%)	4,017 (37.7%)
65～74歳	2,151 (18.3%)	2,086 (18.1%)	2,024 (18.3%)	1,922 (17.6%)	1,818 (16.8%)	1,715 (16.1%)
75歳以上	2,132 (18.1%)	2,151 (18.6%)	2,176 (19.7%)	2,220 (20.3%)	2,262 (20.9%)	2,302 (21.6%)

資料：総人口の平成30年、令和元年、令和2年は住民基本台帳人口(各年9月末日)、そのほかの総人口及び被保険者数は、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を補正した推計値

第5節 令和7年、令和22年のまちの姿

総人口は、国の推計によると、令和7年には1万人近くまで減少し、令和22年には1万人を下回っているものと予測されています。

65歳以上の人数は、今後も減少傾向と予測されており、令和7年には4千人を下回って推移している見通しです。

一方、75歳以上人口は、令和7年までは増加の見通しで、令和7年には4人に1人が75歳以上というまちの姿となり、ひとり暮らしの人や認知症高齢者の割合が高まり、令和7年の要支援・要介護認定率は20%近くまで上昇することが予測されています。

なお、令和7年以降は、75歳以上人口も減少する見通しです。

【高齢者等の人口推計】

単位 人

	実績	推計		
	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	11,072	10,665	10,394	8,209
40～64歳	3,335 (30.1%)	3,203 (30.0%)	3,115 (30.0%)	2,828 (34.4%)
65歳以上	4,200 (37.9%)	4,017 (37.7%)	3,899 (37.5%)	2,988 (36.4%)
65～74歳	2,024 (18.3%)	1,715 (16.1%)	1,512 (14.5%)	1,250 (15.2%)
75歳以上	2,176 (19.7%)	2,302 (21.6%)	2,387 (23.0%)	1,738 (21.2%)

【要支援・要介護認定者数の推移(介護度別)】

単位 人

	実績	推計		
	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	75	80	83	61
要支援2	80	86	88	65
小計	155	166	171	126
要介護1	156	167	170	125
要介護2	104	112	114	84
小計	260	279	284	209
要介護3	115	124	127	92
要介護4	99	106	110	79
要介護5	65	68	71	53
小計	279	298	308	224
合計	694	743	763	559
認定率	16.5%	18.5%	19.6%	18.7%

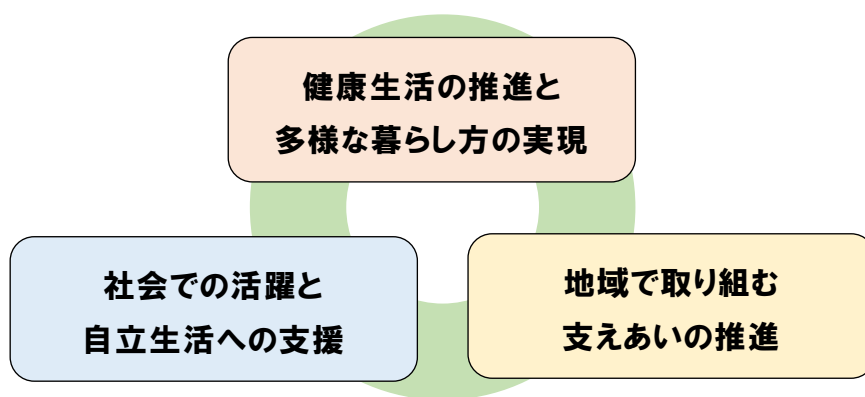
第3章 エイジフレンドリーシティ行動計画の展開

第1節 計画の基本理念

本計画では、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を踏襲します。

高齢になっても健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、また、介護が必要な状態になっても、人権が尊重され、一人ひとりの状態や環境に応じた適切な支援が提供され、要介護者の自立を支援していくことができる環境づくりを進め、行政や関係機関、サービス提供事業者だけではなく、町民一人ひとりが積極的に社会参加することで、高齢者や子ども、障がいのあるなしに関わらず、すべての方々が地域でいきいきと暮らし、地域で支えあう「地域共生社会」の実現を目指します。

【計画の基本理念の体系図】



第2節 本町の目指す長寿社会の姿

本町では、現役の働き手として活躍されている高齢者も多く、また、豊かな自然環境や温泉を求めて訪れる高齢者も多くいます。町の特徴を生かしつつ、町民・地域・行政・民間事業者などがそれぞれ自らの役割を認識し、協働することで、長寿社会、地域共生社会を築いていきます。

本計画では、これまで目指してきた、長寿社会の姿である「高齢者が元気で安心して暮らし、いきいきと活動できる社会」を踏襲し、これからの高齢者福祉における町民・地域・行政の共通の目標とします。

～高齢者が元気で安心して暮らし、いきいきと活動できる社会～

第3節 計画の基本目標

本計画では、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と同様に長寿社会の姿「高齢者が元気で安心して暮らし、いきいきと活動できる社会」を実現するために、長期的な展望に立つ次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

「地域包括ケアシステム」の推進を図り、「生活支援体制の整備」、「保健・医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」、「地域共生社会に向けた仕組みづくり」のなどを重点事項として取り組むこととします。

● 生活支援体制の整備

生活支援体制整備事業等を通じて、ボランティア（地域住民）など、多様な主体による生活支援サービスの充実を検討していきます。

● 保健・医療・介護の連携

高齢者の在宅療養を支援するため、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえつつ、在宅医療・介護連携推進事業等を推進します。

● 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームによる初期の支援とともに、認知症地域支援推進員による支援機関の連携づくりや相談対応のほか、今後も認知症サポーター養成等、具体的な支援につなげる体制づくりを推進します。

● 地域共生社会に向けた仕組みづくり

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方です。障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

国で新たに創設された重層的支援体制整備事業の実施等を検討しつつ、地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築に努めます。

基本目標2 健康増進や介護予防の充実と地域で支えあう地域づくり

高齢者の寝たきりや認知症への不安に対し、「自分の健康は自分で守る」ということを基本に、町民の健康寿命の延伸を図るため、健康づくりや介護予防の取組を推進します。

また、高齢者に対する社会参加の場や機会の拡大を図るとともに、長年培ってきた知識や経験を活かしてもらうため、就労や就労的活動を促進するような仕組みづくりを図ります。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な理解と支援の輪を広げ、高齢者虐待を防ぐとともに不利益を被らないようコミュニティ機能の維持・向上を図ります。また、地域共生社会の実現のために、地域全体で高齢者や子ども、障がいのあるなしに関わらず、すべての方々が地域でいきいきと暮らし支えあう地域づくりに努めます。

基本目標3 持続可能な介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者一人ひとりの心身の状況に応じた、きめの細かい介護保険サービスが提供されるよう、必要な介護人材やサービス提供事業所の確保等を通じて、サービスの質の向上を図ります。

また、介護給付等適正化の取組等により、適正な認定や真に必要とする過不足のないサービスの提供を実現し、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

さらに、地域の実情に応じて、多様な主体によるサービスを提供する環境等を整備し、在宅介護の支援体制を構築していきます。

第4章 エイジフレンドリーシティのトピックに基づく取組事項

これまでに示した高齢者の状況及び取組みを進める上での基本理念を踏まえ、令和3年から令和5年の3年間において、WHOが提唱する8つのトピックに基づき、以下の取組みを推進していきます。

第1節 屋外スペースと建物

高齢者向けの保健福祉施設について適切な利用を促進するほか、安心して暮らせる環境づくりの役割として、総合保健福祉センター「さくら館」を活用し、保健・医療・福祉の総合的なサービスを展開します。

誰もが安心して活動できるよう外出しやすい環境づくり、利用しやすい公共施設の整備を推進しています。

第2節 交通機関

本町は、山岳地形で、各地域間の移動に時間がかかるため、高齢者の移動手段の確保を図ることとともに、高齢者が活動しやすいまちづくりが大きな課題となっています。そこで、既存の公共交通機関までの移動支援サービスの創設に向けた検討を行い、関係機関と連携し、自動車運転者などへの交通安全教育、指導を実施するとともに、運転免許証自主返納について広報を行っていきます。

また、高齢者の外出支援として実施しているバス代の助成制度の優遇措置を継続していきます。

第3節 住居

高齢者にとっての住宅は自立した生活の基盤であり、福祉用具と併せ高齢者の日常生活行動の観点から総合的なサービスの提供を図ることが必要であると考えます。

そこで、介護保険による住宅改修を推進するため、事前にサービス利用者へのアドバイス、利用者と事業者との調整などを図ります。

また、保健・福祉及び事業者団体との連携を強化し、住宅改修相談サービスを充実させるとともに、改修後の確認体制の強化を図ります。

加えて、ケアマネジャーと連携した相談・指導体制の整備に努めます。

第4節 社会参加

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、老人福祉センターやまなみ荘や公民館等において趣味などの活動機会や各種のサービスを提供するとともに、社会適応が困難な高齢者に対しても訪問などによる指導、支援を行っていきます。

また、生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の活動に関する情報提供や相談、趣味やレクリエーション活動の機会等を充実させるとともに、介護予防・生活支援の観点から生きがい対策事業を積極的に推進します。

第5節 尊厳と社会の構成員としての取組み

75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者を地域で支援していくほか、虐待の防止を図るなど、高齢者の権利を擁護していきます。

認知症に対する支援としては、地域包括支援センター、専門医、認知症地域支援員等と連携し、認知症の方の初期対応の充実に努めるとともに、認知症に関する相談や精神保健相談などの充実を図ります。

また、認知症高齢者をはじめ、すべての高齢者の人権が尊重され擁護されるよう、権利擁護支援のための地域連携ネットワークのかなめとなる中核機関の整備を行い、成年後見制度をはじめとした権利擁護や人権尊重の施策を講じていきます。

加えて、高齢者に対する虐待には、自治会や民生委員などの協力を得ながら、地域包括支援センターを中心に高齢者の虐待防止及び早期発見・対応に努めます。

第6節 住民参加と雇用

就労を通じた高齢者の社会参加を支援するため、シルバー人材センターの体制を充実させ、新会員の加入促進、受注の拡大などに努めます。また、シルバー人材センター等の活用により、高齢者の活躍の場を増やしていきます。

第7節 コミュニケーションと情報

高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が安心して営めるように支援する体制を整備するとともに、在宅生活が継続できるよう必要な生活支援サービスを充実させます。また、地域のあらゆる住民が支えあいながら、自分らしく活躍できるコミュニティの維持・向上を図り、すべての町民が地域でいきいきと安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

第8節 地域社会の支援と保健サービス

高齢者が住み慣れた地域で、要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とすることを目的とし、地域における包括的な相談や支援体制を推進していきます。

地域包括支援センターを中心に、高齢者一人ひとりの心身の状態や要支援・要介護認定の度合いによって、「地域支援事業」などさまざまな事業を実施していきます。

「地域支援事業における取組み」

「地域支援事業」には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業があり、地域の特性に応じて多種多様な施策を市町村が主体となって取り組むこととされています。

本町においても高齢者のニーズや生活支援を中心に地域支援事業を展開していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業

本事業は、機能回復訓練などの高齢者本人への提供だけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように、年齢や心身の状態を考えて自立支援に関する取組を推進するものです。

包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送っていくためには、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉の専門職やボランティアなどの地域のさまざまな資源を統合したケアが必要です。高齢者の在宅での生活を支え、安心して地域生活が送れるよう地域包括支援センターが中心となって実施している事業です。

任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業として、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施するもので、介護給付等費用適正化事業や成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援、地域自立支援事業などを実施するものです。

第5章 行動計画の推進

目指す長寿社会の実現を図るために、本計画を効果的・計画的に推進していく方策を次のとおりとします。

● 多角的な施策の推進

本計画の理念を具現化し、地域包括ケアシステムを展開していくためには、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範な分野の取組が必要であり、多角的な取組が必要となります。

関係課はもちろんのこと、さまざまな関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

● 広域的な連携の推進

県、県西保健福祉圏域などを通じて介護保険施設サービス、地域密着型サービスなどの効果的な提供を促進します。

また、地理的条件などから供給が難しいサービスもあり、近隣市町と連携しながら、サービス提供事業者の進出促進策を検討し、必要なサービスが公平に供給されるよう図ります。

● 情報提供・広報体制等の充実

高齢者が必要なサービスを多様な供給主体からより良く選択できるように、町ホームページや広報などの既存の情報媒体を活用するとともに、高齢者等の集まる機会を捉え、情報提供等を行っていきます。



【県立恩賜箱根公園】

明治 19 年（1886 年）に造られた函根塔ヶ島離宮跡です。… 下賜の翌年から県立公園として一般に公開され、車道や駐車場、展望広場、園路などが整備されてきました。現在では、歴史の名残と芦ノ湖、箱根外輪山、富士山などの眺望を楽しめる名勝地として人々に愛される公園になっています。

平成 25 年に国登録記念物に登録されています。周辺には箱根関所跡や旧東海道杉並木などがあります。

箱根町エイジフレンドリーシティ行動計画
《第2期：令和3年4月から令和6年3月》
箱根町福祉部福祉課

